

平成 16 年度 環境にやさしい消費者行動推進事業計画（案）

1. 推進協議会の運営

企画運営委員会の開催（3 回）

7 月...再生紙キャンペーン実施報告、賞品の抽選、10 月以降のキャンペーンに向けて

11 月...キャンペーン（環境、レジ袋）報告、17 年度事業計画について

1 月...キャンペーン（レジ袋、省エネ、簡易包装）実施報告、賞品の抽選、17 年度事業計画の説明

消費者団体との懇談会（1 回）

3 月...17 年度事業計画の説明、各団体の取り組み（協力要請）

事業者との懇談会（1 回）

4 月...16 年度事業計画の説明、各事業者の取り組み（協力要請）

市町担当者会（1 回）

4 月...16 年度事業計画の説明、各市町の取り組み（協力要請）

三者懇談会（1 回）

5 月...新規加入団体の紹介、15 年度事業報告、16 年度事業計画の説明

2. 普及啓発事業

環境にやさしい買い物キャンペーン

ふだんの買い物から環境のことを考えて行動することが大切であるということを県民に対して啓発するため、10 月を「環境にやさしい買い物月間」と位置づけてキャンペーンを行う。

- ・10 月の 1 ヶ月間、週末の店頭や夕方の高松駅頭などでのキャンペーンを通じて啓発を行う。
- ・買い物袋の持参をはじめとする 4 つの運動についての呼びかけを行う。
- ・期間中、「買い物袋持参デー」、「環境にやさしい商品の特売ウィーク」を設けて、協議会参加店舗において、特典の提供、特売等の対応を行う。
- ・同時期に、各消費者団体、各市町などが行う地元商店での店頭キャンペーンなどの独自の取り組みを支援し、啓発物品の提供などを行う。
- ・新たな取組みとして、キャンペーン期間中の指定期日に、県下の市町が一斉に広報車を運行し、県内一円にキャンペーンの実施を周知する。

レジ袋を減らそうキャンペーン（詳細別紙）

ふだんの買い物から環境を考えるうえで最も象徴的で代表的なものであるレジ袋について、参加型のキャンペーンの実施を通じて、グリーンコンシューマー意識の浸透を図る。

- ・エコちゃんカードによるスタンプ制度は継続するが、応募しやすいようにスタンプ数は 10 個とする。
- ・実施期間 10 月 1 日から 12 月 20 日（従来どおり）
- ・今年度は、応募の際に、従来どおりの抽選による賞品提供か、社会貢献策（直島町の山林火災復興基金への資金提供）かどちらかを選択してもらうこととする。
- ・社会貢献策は、応募枚数に応じて協議会が植林費用を拠出するもので、各事業者任意の拠出金（別途募集する。レジ袋削減による節減経費の一部など）と合わせて、協議会から直島町に対して提供し、山林火災復興のためのみどりづくりに使ってもらう。

- ・賞品提供は、協議会からの商品券などのほか、今年も参加事業者から提供の「特別賞」を設定予定。ただし、協議会提供の賞品数は、15年度より減少する。

再生紙のトイレトペーパーを買おうキャンペーン

レジ袋以外の運動推進方策として、再生品の中で最もポピュラーなものであるトイレトペーパーの購入推進を通じて、リサイクルの環についての啓発を図る。

- ・実施期間は6月の1ヶ月間
- ・再生紙100%のトイレトペーパーのバーコードを切り取ってはがきに貼り付け、商品名と購入店名を記載して事務局へ送付等すると抽選で賞品が当たるといもの。
- ・昨年の実施を踏まえ、新たにポスターを作成し、各店舗への掲示を行う。
- ・対象商品がよくわからないという声が多かったので、「再生紙100%の商品」をアピールするものを作成し、売り場に掲示してもらうとともに、対象商品は別売り場にするなどの工夫を各店舗に依頼する。
- ・各店舗で、周知用チラシの設置に協力いただくとともに、店内放送や自店の広告などによる消費者へのPRについて協力が必要。

簡易包装推進キャンペーン（詳細別紙）

過剰包装が行われることが多い贈答品などについて、店側から簡易包装を呼びかける。

- ・6月（お中元シーズン前）又は11月（お歳暮シーズン前）に実施し、7月又は12月は各事業者の判断により継続する。
- ・各店において「簡易包装に協力してください」の声かけを徹底することにより、消費者への周知を図り、協力を求める。
- ・贈答品コーナーなどで簡易包装を申し出ると、その商品に「簡易包装協力シール」を貼ってもらえる。
- ・シールには「この品は環境保全のために簡易包装をしています」という文言とエコちゃんを入れ、簡易包装の場合にそのシールを貼ることにより、贈答品として出す場合に相手方に失礼とならないようにする。
- ・簡易包装の基準は、原則として包装紙を用いないものとする。

講習会・研修会

1) 消費者団体・グループ会員対象の出前講座の実施

- ・グリーンコンシューマー運動の趣旨について、各消費者団体の会員の意識を高めるため実施。
- ・環境にやさしい買い物運動の趣旨などについて、県民参画課職員又はハンドブック編集委員が出向いて講義する。
- ・趣旨が浸透しにくい末端の会員を対象とする。
- ・テキストは15年度作成のグリーンコンシューマーハンドブックを使用する。

2) 技術・家庭科教員対象のグリーンコンシューマー講座の実施

- ・中学校の技術・家庭科教員等に対してグリーンコンシューマーの趣旨を理解していただき、各学校に持ち帰って授業等に反映させることにより、グリーンコンシューマー活動を学校教育を通じて小学生及びその父兄に広める。
- ・講師は、環境市民の枚本先生（予定）、7月30日午後実施予定。

3) 研修会開催支援事業

- ・各消費者団体・グループ、各市町などが行うグリーンコンシューマーをテーマとした研修会の講

師謝礼及び旅費について、1件10万円を限度として助成を行う。(年間5件程度)

- ・研修会の対象は、当該団体の構成員だけでなく、広く一般県民とすることを条件にする。
- ・研修会は当協議会との共催と位置付け、参加者募集等についても協議会として協力する。
- ・会場の設営、講師との打合せなどは、主催する団体等が行う。
- ・応募件数が多く、予算を超過した場合は、その段階で打ち切りとする。

情報誌の発行

年間の活動をまとめて発行する。

3. その他の事業

省エネ家電製品普及キャンペーン

- ・家電製品のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、照明用器具の5品目については、既に「省エネラベリング制度」によるラベル表示が義務付けられているが、これをもっとわかりやすく細分化して表示するものである。
- ・販売用ラベルの作成のための専用ソフト(NPO 環境市民から入手予定)を店舗に配布し、各店舗でメーカー名や型番、販売価格を入力すると、省エネ性能の高低により、「AAA」「AA」「A」「B」「C」の五段階表示されたラベルが作成される。(別紙参照)
- ・製品価格に加え、平均的な電気料金を表示し、省エネ製品のお買い得感をアピールすることにより、省エネ製品の販売促進を図る。
- ・各事業者においては、それぞれモデル店舗を設けるものとし、期間中の省エネ性能の高い商品の売れ行きを未実施店との間で比較することにより、こういった表示の効果を測定する。
- ・家電量販店については、全国家庭電気製品公正取引協議会香川県支部の協力が必要であることから、グリーンコンシューマーかがわと家電公取協との共同事業として実施する。
- ・実施時期は、11月から12月とする。

買い物袋持参率調査

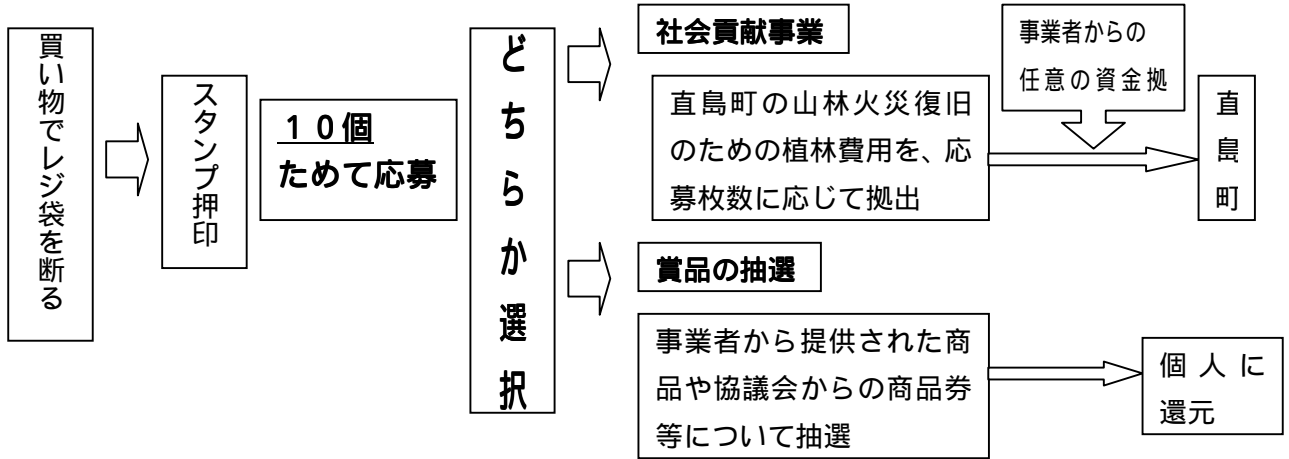
- ・10月5日(火)の「買い物袋持参デー」において実施する。
- ・基本的には、実施方法は昨年どおりとする。

調査の時間帯：午前10時から午後8時まで

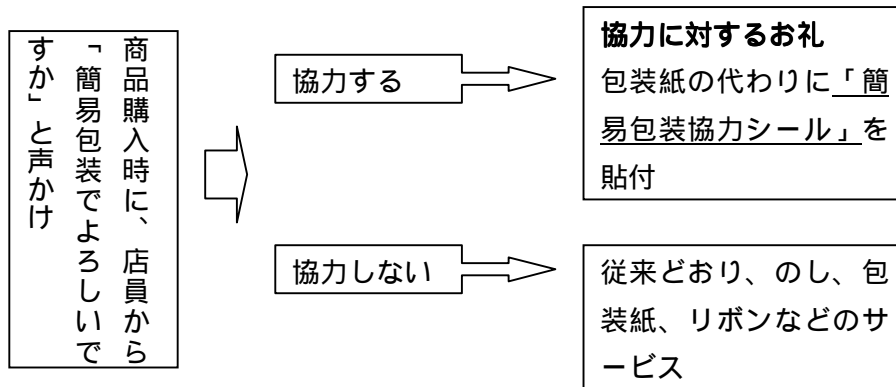
調査対象店舗：平成15年度に実施した46店舗

調査謝礼：1店舗につき5千円

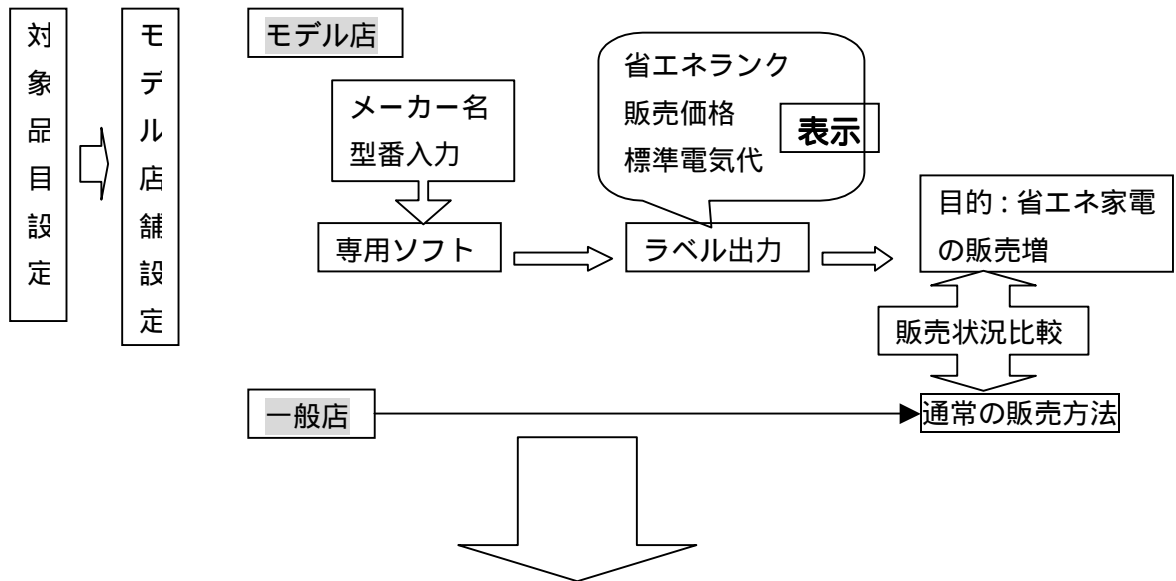
レジ袋を減らそうキャンペーン



簡易包装推進キャンペーン



省エネ家電製品普及キャンペーン



- ・ キャンペーン表示による省エネ家電（高額）製品の売り上げ伸張が見られれば、モデル店舗だけでなく、全店舗に表示を拡大する。（17年度以降）

資料 2

平成 16 年度レジ袋を減らそうキャンペーン（案）

1 目的

「レジ袋を減らそうキャンペーン」については、レジ袋辞退 1 回につき 1 個スタンプが専用カードへ押してもらえ、20 個ためて応募すると抽選で賞品が当たるという方式により、平成 13 年度から 3 年にわたって、協議会参加の各事業者の方々の御協力により実施してきたところである。

応募数は、1 年目は 32,084 通で予想以上の反響であったが、2 年目は 26,239 通と大幅に減少し、買い物袋持参デーの設定など、啓発活動を充実させた 3 年目も 27,100 通と微増するにとどまった。

「応募しても賞品が当たらないので応募しない」「キャンペーン期間が終わると持参者を見ない」という声が多く聞かれるなど、本来の事業目的である「買い物袋持参定着のためのきっかけづくり」に必ずしもつながっていないのではないかと思われる。

そこで、従前のスタンプ制度は残したうえで、個人の利益より社会の利益につながる事業として、内容を一部変更して実施するものである。

2 内容

実施期間

10 月 1 日から 12 月 20 日（従来どおり）

スタンプ押印数

10 個（従来より応募しやすくする）

社会貢献と賞品の選択

応募する際に、従来どおりの抽選による賞品提供か、社会貢献（直島町の山林火災復興のための資金提供）かどちらかを選択してもらうこととする。

| |
|--|
| <p>社会貢献を選択した場合は、スタンプ 1 個につき 1 円に換算し、応募枚数に応じて協議会が植林費用を拠出する。この場合、その応募者には賞品は当たらない。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>賞品提供を選択した場合は、従来どおり協議会からの商品券などのほか、参加事業者から提供の「特別賞」が抽選で当たるものとする。ただし賞品数は、15 年度より減少する。この場合、その応募者分は、拠出金算定のための金銭換算されない</p> |
|---|

事業者の社会貢献

直島町の山林火災復興支援については、協議会の拠出金に、各事業者からの拠出金（レジ袋削減による節減経費の一部等）を上乗せして、直島町に手渡すこととする。ただし、この事業者による資金拠出は任意とする。後日、事務局から各事業者に対して協力の可否について照会を行う。

賞品提供

従来どおり、各事業者から提供の「特別賞」を設けるものとする。当選者への賞品発送は各事業者で行うものとし、送料は協議会で負担するものとする。これについても後日事務局から照会する。

省エネ型家電製品普及キャンペーン（案）

1 目的

CO2 排出量の増加による地球温暖化については、世界的にさまざまな影響が出てきているが、その原因の 1 つは、便利さ、豊かさ、快適さを追求する私たちのライフスタイルにあると言われている。私たちの身の回りには家電製品が氾濫し、それに伴うエネルギー消費量も増加傾向にあるが、この地球温暖化の進行に歯止めをかけるためには、エネルギー消費量を抑えたライフスタイルに転換する必要がある。

エネルギー消費を抑えることは、生活水準を落とすことにつながると思われがちだが、家電製品が省エネ型のものになれば、無理なく省エネ型のライフスタイルに転換することができる。

省エネ型の製品はそうでないものに比べて一般的に高額なものが多いが、ランニングコストを含めて考えればむしろ割安となる場合が多いことから、これをアピールしたキャンペーンを実施するものである。

2 実施主体

ネットワーク グリーンコンシューマーかがわ、全国家庭電気製品公正取引協議会香川県支部

3 内容

事業概要

家電製品のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、照明用器具 5 品目については、既に「省エネラベリング制度」によるラベル表示（省エネ基準値の達成率）が義務付けられているが、これをもっとわかりやすくして表示するもので、製品価格に加え、平均的な電気料金を表示し、省エネ製品のお買い得感をアピールすることにより、省エネ製品の販売促進を図る。

各店舗で店内に表示する販売用ラベルを作成するための専用ソフト（NPO 環境市民から入手予定）を店舗に配布し、各店舗でメーカー名や型番、販売価格を入力すると、省エネ性能の高低により、「AAA」「AA」「A」「B」「C」の五段階表示されたラベルが作成されるもの（別紙参照）で、消費者は製品価格だけでなく、ランニングコストまで含んだ価格を商品選択の参考にすることができる。

対象事業者

実施主体の加入事業者のうち実施を希望する事業者

対象商品

冷蔵庫、エアコン

実施時期

平成 16 年 11 月～12 月

4 キャンペーン効果の測定

各事業者においては、それぞれモデル店舗を設けるものとし、期間中の省エネ性能の高い商品の

売れ行きを未実施店との間で比較することにより、こういった表示の効果を測定する。